

高濃度農薬液の取り扱い

適用範囲

本作業指針シートは ILO 化学物質管理ツールキットの一部で、管理段階 2 (農薬) の個人用保護具が必要なときに使用する。本作業指針シートは、農薬を扱うための規範を示す。高濃度農薬の使用や希釈に係わるすべての作業で、本作業指針シートに従うこと。本作業指針シートはまた、農薬被害を防止するために従わなければならない注意事項も示す。国ごとに、行政機関 (環境局) が特定の農薬に関する処理規則を決めている場合がある。本作業指針シートは作業者の健康を守るための最低限の基準を示すが、製品ラベルに書かれている基準より低い管理基準を正当化するために、本作業指針シートを使ってはならない。製品ラベルに詳細な注意事項が記載されている場合は、その指示に従うこと。

作業場

- 作業者は自分が作業することを周辺の人に知らせること。また、関係者以外を作業場に入れないこと。

計画 (環境)

- 農薬は、こぼれたものの流出することがない乾燥した暗所に保管すること。また、注意を促す標識を表示すること。
- 高濃度農薬を扱っているときは、他の人を近付けないこと。使用する装置と材料を置くことができる十分な空間を作業場として確保する必要がある。自宅や食料品店内で高濃度農薬を扱わないこと。
- こぼれたものの流出することがない場所で高濃度農薬を扱うこと。絶対に、高濃度農薬を地面に捨てたり排水溝に流したりしないこと。

計画 (製品)

- 高濃度農薬液を購入する場合は、注ぎやすく液が注ぎ口から垂れたり注ぎ口に残ったりしない容器に入ったものを選ぶこと。
- 可溶性の農薬粉を購入する場合は、口広でスプーンでの希釈容器への移し替えが容易な耐水容器に入ったものを選ぶこと。

混合と散布装置への充填

携帯型の散布装置（ナップザック式噴霧器、圧縮式噴霧器など）

- 農薬を扱う前に、散布装置が液漏れせずに正常に動作することを確認すること。異常が見つかった場合は、使う前に修理すること。
- 混合比を慎重に算出し、必要な量だけ用意すること。
- 使い終わったら、必ず高濃度農薬の容器に蓋をすること。
- 散布装置、キャップ、またはノズルを触る前に、手袋に付いた農薬を拭き取ること。使用した布切れは終業時に焼却すること。
- 高濃度農薬液から農薬液を作る場合は、まず、高濃度農薬液を少量の水または溶液と一緒に散布装置に入れる。この時、農薬液が散布装置の外面に付かないように注意しなければならない。次に、計量カップを洗浄し、洗浄液を散布装置に入れて混合する。最後に、必要な混合比になるように水または溶液を追加する。
- 農薬粉から農薬液を作る場合は、計量カップに農薬粉を少量の水または溶液と一緒に加えてペースト状にし、さらに水または溶液を加えて液状にする。粉が確実に溶けないと、ノズルが詰る可能性があるので注意すること。
- 散布装置から農薬液が漏れていないか確認すること。

トラクタ連結型の散布装置

- トラクタ連結型の散布装置に関しても、上記の注意事項に従うこと。また、混合・充填用のインダクションボールを取り付けることを推奨する。

保護具

- 製品ラベルまたは当該農薬に関する安全上の注意事項を確認するか、納入業者に聞くかして、必要な個人用保護具を用意すること。
- 毒性または腐食性の高濃度農薬を扱う場合は、フード付きオーバーオール、エプロン、手袋、ブーツ、および顔面覆いを使うこと。揮発性または粉塵性がある場合は、防毒マスクを使うこと。
- 有害、刺激的、または分類不可能な高濃度農薬を扱う場合は、フード付きオーバーオール、手袋、ブーツ、および顔面覆いを使うこと。
- 高濃度農薬が体に触れないように注意する必要がある。跳ねなどが付いた場合は、保護具を着用したまま直ちに拭き取ること。使用した布切れは終業時に焼却すること。
- 使い捨て手袋を使った場合は、希釈液を作り終えたらすぐに廃棄する。手袋を外したらすぐに処分すること。
- 再利用可能な手袋を使った場合は、まず、着用したまま石鹸水で洗う。次に、外し

て外側と内側を洗い、吊り下げて乾かす。擦り切れなどがなくても、1週間使った手袋は廃棄すること。

- オーバーオールは終業時に洗濯すること。
- 保護具を手入れすること。使わない場合は、きれいにしてから清潔かつ安全な場所に一般の作業服とは離して保管すること。また、破損したらすぐに交換すること。

清掃と整備

- 保管する農薬はできるだけ少量にして、容器が破損することのない安全な場所に置くこと。
- 使い終わったら、必ず農薬の容器に蓋をすること。この時、手に農薬付く可能性があるので注意すること。
- 農薬をこぼした場合は、砂または吸収剤をかけ、それをシャベルですくい取ってラベルを貼った密閉容器に入れること。
- ほうきや圧搾空気を使って塵埃を取らないこと。
- 高濃度農薬をこぼしたときの処理方法を定めた緊急対処計画を作ること。
- 散布装置を手入れすること。使用後は、水洗でノズルをきれいにし、清潔かつ安全な場所に保管する。洗浄液を地面に捨てたり排水溝に流したりしないこと。
- 高濃度農薬の容器を再利用しないこと（廃棄に関しては、作業指針シート P104 を参照）。

教育と監督

- 作業者に扱う物質の危険性と個人用保護具の必要性を説明すること。
- 作業者に危険な症状とそれが発生した場合の連絡先を知らせること。
- 作業者に問題が発生した場合の対処方法を教えること。